

平成15年までの国際協力等の歩み

平成17年7月
警察庁長官官房国際課

目次

- 1 はじめに
- 2 国際協力
 - (1) ODA (政府開発援助)
 - ア 警察によるODAの歴史
 - イ 専門家派遣
 - ウ 研修生の受入れ
 - エ これまでの主な協力
 - (2) 国際緊急援助活動
 - (3) P K O
- 3 国際会議への対応
 - (1) 国連犯罪防止会議 (コンGRES)
 - (2) 金融活動作業部会 (F A T F)
 - (3) G 8 ローマ/リヨン・グループ等
 - (4) アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ (A P G)
- 4 条約交渉への対応
 - (1) 二国間条約
 - (2) 多数国間条約
- 5 外国治安機関との交流
 - (1) 便宜供与
 - (2) 日中間の交流
 - (3) 日韓間の交流
 - (4) 日露間の交流
 - (5) F B I (米国連邦捜査局)との交流
- 6 国際協力等を担ってきた組織の変遷
 - (1) 警察庁内部部局
 - ア 国際協力
 - イ 国際会議及び条約交渉への対応
 - ウ 外国治安機関との交流
 - (2) 国際捜査研修所

1 はじめに

警察庁長官官房国際課は、

- ・ 外国の治安機関に対する警察制度、地域警察活動、犯罪鑑識技術等に係る知識や技術の提供に関する事務や国際緊急援助活動に関する事務のとりまとめ（国際協力）
- ・ 国際会議への対応
- ・ 条約締結交渉への対応
- ・ 外国治安機関との交流

等をつかさどることとされている。

こうした国際課がつかさどることとされている事務については、益々その重要性が高まっている（「平成16年の国際協力等の状況」参照。）

2から5では、これらの事務それぞれについて、平成15年までの歩みを振り返り、6では、これらの事務を所掌してきた警察庁の組織の変遷を概観することとしたい。

2 国際協力

警察庁では、これまで、政府開発援助（ODA）事業により、警察職員の専門家派遣、外国治安機関からの研修生の受入れを積極的に実施し、各国に技術協力を行ってきた。この技術協力の中には、長期にわたったものや、技術移転に必要な機材の供与を組み合わせで行ったものもあった。

さらに、海外における大規模な災害の発生に際し、日本警察から国際緊急援助隊を派遣してきた。また、国連平和維持活動（PKO）にも、警察職員を派遣した。

（１）ODA（政府開発援助）

ア 日本警察によるODAの歴史

我が国は、昭和29年にコロンボ・プラン（開発途上国援助のための国際機関）への加盟を閣議決定し、ODAを開始した。その後、我が国は、平成元年には米国を抜き世界最大の援助国となり、現在も世界第二位の援助大国の地位を維持している。

日本警察による国際協力は、昭和37年の薬物関係研修コースの実施に始まり、昭和41年の交通警察行政研修の開始を経て、昭和40年代後半から活発化した。昭和49年には、国際協力事業団（JICA；現、独立行政法人国際協力機構）の技術協力事業として、麻薬取締セミナー及び交通警察行政研修を実施し、麻薬取締セミナーには20ヶ国22人、交通警察行政研修には13ヶ国13人が参加した。また、現在も実施している国際捜査セミナーの前身である国際捜査セミナーは昭和50年に開始した。

さらに、警察庁では、JICAのODA事業として行う国際協力のほか、昭和63年度から、警察庁独自のODA事業として、会議・セミナーの開催、交通に関する現地調査等を行ってきた。平成15年には、アジア・太平洋薬物取締会議の開催と交通関係の調査を行った。

イ 専門家派遣

警察庁では、JICAと協力して開発途上国に専門家として職員を派遣して技術移転を図っており、昭和53年度から平成15年度までの間に、27カ国に延べ400人以上を派遣した。その技術指導分野も、交番制度、鑑識技術、薬物対策、交通管制等多岐にわたっている（別表1参照。）。

ウ 研修生の受入れ

警察庁においては、警察庁独自に又はJICAと協力して、開発途上国から研修員を招聘しセミナーや会議を開催してきた。

その内容は、交番制度、薬物対策、情報通信と多岐にわたっており、その形態も、複数国から研修員を招聘して行う集団研修と、特定の国から研修員を招聘して行う国別研修がある。平成15年までに実施された主な研修は次のとおりである。

【集団研修（平成11年以降実施したもの）】

国際捜査セミナー（旧国際捜査セミナー）（昭和50年～）国際捜査協力セミナー（平成11年～平成13年）、警察情報通信セミナー（平成14年～）、上級警察幹部セミナー（旧国際警察トップリーダーズセミナー）（平成8年～）、国際テロ事件捜査セミナー（平成7年～）、薬物犯罪取締セミナー（旧麻薬犯罪取締りセミナー）（昭和37年～）、交通警察行政研修（昭和41年～）、国際鑑識セミナー（平成6年～）、ラテン・アメリカ上級警察幹部セミナー（平成4年～平成12年）、東欧上級警察幹部セミナー（平成10年～平成11年）、偽造通貨に関する国際法科学セミナー（平成12年）（警察庁ODAによるもの）

運転免許管理技術移転セミナー（平成8年～）、銃器管理行政セミナー（平成7年～平成15年）、アジア・太平洋地域薬物取締担当実務者会議（平成7年～）、アジア地域組織犯罪対策セミナー（昭和63年～平成16年）、警察行政制度に関する技術協力（平成8年～平成11年）、交番・駐在所制度の現地教養指導（平成12年～平成13年）、交番・駐在所制度の構築検討会（平成元年～）、生活安全システム導入のための調査研究（平成4年～平成11年）、薬物事犯対策のための調査研究（昭和63年～平成13年）、国際薬物分析情報システム構築のための調査研究（平成9年～）、薬物犯罪個別招へいセミナー（平成12年～）、鑑識技術に関する技術移転（平成8年～）、交通管理技術移転のための調査（平成元年～）、運転免許偽造防止等技術移転のための調査（平成3年～）、国際テロ対策技術協力セミナー（平成5年～）、アジア・太平洋地域ハイテク犯罪技術対策担当実務者会議（平成12年～平成13年）

【国別研修】

フィリピン捜査幹部セミナー（昭和62年～平成8年）、南アフリカ警察行政セミナー（平成8年～平成12年）、カンボジア警察行政セミナー（平成6年～平成10年）、パキスタン女性警察官セミナー（平成8年～平成10年）、ベトナム警察行政セミナー（平成11年～平成13年）、ブラジル公共保安セミナー（平成12年～）、インドネシア警察行政セミナー（平成13年～）、中国公安部捜査幹部セミナー（平成13年～）、パキスタン警察行政セミナー（平成14年～）

エ これまでの主な協力

（ア）フィリピンへの鑑識分野での協力

昭和54年日本警察から鑑識専門家を派遣して以降、20年以上に渡り、多数の警察職員をフィリピンに派遣し、主に指紋採取技術の向上を目指して協力を行ってきた。

（イ）シンガポールへの交番「輸出」

警察庁では、新興住宅地での治安悪化に悩むシンガポールに対し、昭和56年から交番設立のための専門家派遣や実務研修といった技術協力を実施した。シンガポールの交番（NPP:Neighbourhood Police Post）は、昭和58年に第1号が開設されて以降、次々と設置され、平成15年12月の時点で97か所にまで増えた。シンガポールは、我が国の交番制度を、自国の実情に合わせた形でうまく取

り入れ、独自の市民警察活動を展開し、治安回復に成果を挙げた。平成7年以降は、我が国とシンガポールが共同して、シンガポールの経験をいかした形で、アジア・大洋州諸国を主たる対象に研修を実施してきた。

この他、シンガポールには、昭和60年度を初年度とする3か年計画に基づき、交通分野で研修員の受入れや専門家の派遣を行ってきている。

(ウ) 中国「交通管理訓練センター」プロジェクト

平成元年から平成5年までの間、中国公安部が江蘇省無錫市に設置した中国交通管理訓練センターに対するプロジェクト方式の技術協力が実施した。警察庁は、専門家の派遣を行い、交通管制システム、交通管理・交通安全に関して指導するとともに、中国から研修生を受け入れた。

(エ) パキスタン警察改革に対する支援

平成8年、パキスタンでの警察の改革を支援するため、警察大学校名誉教授を団長とする調査団を派遣し、調査団は、警察の政治的中立と民主的運営を確保するために独立した委員会の設置等を提言した。警察庁では、その後、第2回調査団の派遣、「パキスタン警察行政セミナー」の開催等の協力を行った。パキスタンでは、これらの協力をもとに、公安委員会に類似した制度の導入を柱とする「警察令(Police Order)」が平成14年に成立した。

(オ) インドネシア国家警察改革支援

インドネシアでは、平成11年に国家警察が国軍から分離・独立して以来、国家警察の民主化が推進されてきた。警察庁では、この改革を支援するため、JICAとの協力の下、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として、専門家の派遣や研修員の受入れ等による技術協力を実施してきた。この警察支援事業は、一国の警察制度改革を支援するという画期的なものであり、国際的にも注目を集めている。

(カ) タイ・薬物対策地域協力プロジェクト

このプロジェクトは、世界最大級の薬物密造地域である「ゴールデン・トライアングル」地域周辺の薬物対策強化のため、平成14年から3年間のプロジェクトとして開始された。これは、警察庁としては初の、また、JICAとしても例の少ない、複数の国を支援対象とする「広域プロジェクト」である。タイを拠点として、同国及びその近隣のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象に、薬物分析技術、特に同地域で大きな問題となっているアンフェタミン型興奮剤(ATS)の成分分析技術向上を支援するなど同地域における薬物取締能力の強化を目指してきた。

(2) 国際緊急援助活動

海外における大規模な災害の発生に際し、我が国の国力にふさわしい国際的責務を

果たすことが強く求められたことから、昭和62年、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が制定され、日本警察では、同年の同法の施行以降、同法に基づき、国際緊急援助活動を行ってきた。

捜索・救助活動については、平成2年のイラン地震以来、平成15年末までに7回、延べ116人を派遣し、平成15年のアルジェリア地震の際には、初めて警備犬を派遣した。

また、日本警察では、従前から、迅速かつ効果的な活動を行うため、外務省、消防庁やJICAとの合同訓練や研修に参加してきている。

国際緊急援助隊派遣状況

年 月	国・地域	災 害	派遣人員
平成2年 6月	イラン	地震	6人
平成2年 7月	フィリピン	地震	11人
平成5年 12月	マレーシア	ビル倒壊	11人
平成8年 10月	エジプト	ビル倒壊	9人
平成11年 1月	コロンビア	地震	15人
平成11年 9月	台湾	地震	45人
平成15年 5月	アルジェリア	地震	19人

(3) P K O

国際社会の平和と安全の維持のための国連を中心とした活動等に対し、我が国として成し得る役割を積極的に果たしていくため、平成4年、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」が制定された。

カンボジアへは、日本警察から警察官を75人派遣し、現地警察への助言、指導及び監視活動を実施した。派遣期間中、カンボジア北西部において、日本人警察官が武装集団に襲撃を受け、岡山県警察の高田警視が殉職し、他に4人が重軽傷を負った。

東ティモールへは、日本警察から警察官3人を派遣し、現地警察への助言、指導及び監視活動を実施した。

P K O文民警察活動派遣状況

国・地域	派 遣 期 間	派遣人員
カンボジア	平成4年10月13日～平成5年7月8日	75人
東ティモール	平成11年7月4日～平成11年9月9日	3人

3. 国際会議への対応

近年、グローバル化の進展と共に、その影の部分として銃器の密輸、人の密輸、ハイテク犯罪、マネー・ローンダリング等国境を越えて組織的に行われる国際組織犯罪が増加している。国際組織犯罪は、民主的統治機構と市場経済の基盤を揺るがすものであり、国際社会が一致して対処すべき深刻な問題であるとの共通認識がますます高まってきた。このような認識の高まりを受け、主要国首脳会議(サミット)においては、平成6年以降、国際組織犯罪に関する問題が取り上げられるようになった。

(1) 国連犯罪防止会議(コングレス)

昭和23年8月に、国連経済社会理事会において、国連が世界的規模で刑事司法政策の画定に中心的な役割を果たすべき旨決議された。続いて、昭和25年には、国連が、19世紀後半に設立された国際刑事監獄委員会の機能を継承することが決定された。併せて、同委員会が5年に一度開催していた半官半民の専門家会議である国際刑法監獄会議も継承するとの事務総長の計画が承認され、国連内に犯罪防止刑事司法計画が発足した。

これを受けて、昭和30年にジュネーブにおいて第1回コングレス(国連犯罪防止会議)が開催された。コングレスは、それ以来、5年ごとに開催され、世界各国の司法・法執行担当機関の代表が集まり、犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する事項を始めとする刑事司法に関する諸問題を討議してきた。

警察庁では、第1回会合以降平成12年の第10回会合まで毎回出席し、我が国における取組み状況を報告するなど積極的に討議に参画してきた。

(2) 金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)

薬物の不正取引に関する国際的な対策の必要性が強く認識されるに至り、平成元年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的に、「金融活動作業部会」(FATF)が設置された。

FATFでは、平成2年にマネー・ローンダリング対策の国際的な基準となる「40の勧告」を策定して以降、勧告内容の実施を促すため、参加国の相互審査を行っている。このほか、マネー・ローンダリング対策として、マネー・ローンダリングの犯罪化及びその前提犯罪の拡大、金融機関等による顧客の身元確認、疑わしい取引についての権限ある当局への報告、不法収益の没収及びその保全、国際協力の強化、法人形態の透明性の向上、金融機関以外の者(不動産業者、貴金属・宝石取扱業者、弁護士及び会計士)への対策の拡大等について検討が行われてきている。

また、平成13年10月のG7財務大臣・中央銀行総裁会合において、従来マネー・ローンダリング対策を進めてきたFATFの任務をテロ資金対策にまで拡大することが承認されるとともに、テロ資金供与に関する「8つの特別勧告」が採択された。

注) FATF 参加国・地域及び機関

OECDメンバー国を中心に、2004年11月末現在の参加国・地域及び機関は、

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（European Commission）、湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council（GCC））の計31か国・地域及び2国際機関。

（3）G8ローマ/リヨン・グループ等

平成6年のナポリ・サミットにおいて国際組織犯罪が初めて取り上げられ、同年11月にナポリで組織犯罪に関する世界閣僚会議が開催され、これに続き、平成7年のハリファクス・サミットにおいては、現実的な措置を検討するための「G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（G8リヨン・グループ）」の設置が決定された。

「G8国際組織犯罪対策上級専門家会合」（G8リヨン・グループ）では、発足直後の平成8年に「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」を策定して以降、法執行、司法協力、銃器対策、人の密輸、ハイテク犯罪等の分野における国際的な実施基準作りやプロジェクトの提案・実施について各サブ・グループにおいて検討を進めてきた。

また、テロ対策についても、国際的取組みの必要性が強調されていたところ、2001年の米国同時多発テロ以降は、G8リヨン・グループとG8のテロ専門家会合であるG8ローマ・グループの合同開催とされ、名称もG8ローマ/リヨン・グループと改称された。

2002年5月には、前述の「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の内容を見直し、国際組織犯罪対策に加え効果的なテロ対策についても規定した「国際犯罪に関するG8勧告」を策定した。

（これまでのG8ローマ/リヨン・グループ会合の主な議題については、別表2参照。）

また、G8各国の司法・内務閣僚クラスが集まり、ローマ/リヨン・グループにおける議論を踏まえ、国際的な組織犯罪対策やテロ対策を検討する場として「G8司法・内務閣僚級会合」が設置された。「G8司法・内務閣僚級会合」は、1997年に米国ワシントンにおいて第1回会合を開催して以降、平成12年を除く毎年、サミット議長国において開催しており、平成15年まで毎年、警察庁から幹部が出席し、我が国の取組み状況を報告するとともに、G8閣僚声明やコミュニケの策定に貢献した。

（これまでのG8司法・内務閣僚級会合の主な議題については、別表3参照。）

（4）アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG：Asia / Pacific Group on Money Laundering）

マネー・ローンダリング対策は、対策の抜け穴となる国を作らないようにするため、世界的に平準化した取組みが不可欠である。、アジア・太平洋地域においても、マネー・ローンダリング対策のための国際的枠組みの必要性が指摘されてきた結果、平成9年2月のバンコク・シンポジウムで、アジア・太平洋地域の国々で構成するAPG

の設立が決定された。同年7月の北京での作業部会を経て、翌平成10年3月に初のAPG年次会合が東京で開催された。APGは、タイポロジー（類型分析）会合を開催してマネー・ローンダリング手口の分析と情報交換を行っているほか、APG加盟国間における相互審査を実施している。

注) APG参加国・地域及び機関

平成16年6月末現在のメンバー国・地域は、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、台湾、クック諸島、フィジー、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島、モンゴル、ネパール、ニューージーランド、ニウエ、パキスタン、パラオ、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、米国、バヌアツの28か国・地域。

4 条約交渉への対応

近年、我が国が締結する条約の数は年々増加しており、犯罪対策を始め国民生活の安全に関連する内容を含む条約も少なくない。国際的な犯罪対策に関する条約を各国が締結することにより、刑事司法制度や犯罪防止のための制度が平準化する。これにより、国際犯罪に世界的な取締りの網をかぶせることになるとともに、各国間の迅速な捜査協力が可能となることが期待される。警察庁では、治安の観点から重要と認められるものに重点を指向しつつ、条約を始めとする様々な国際ルールの形成過程に参画してきており、重要な条約交渉の場に警察庁職員を参加させるほか、その他の条約交渉についても、条約の案文の起草、我が国の対処方針の策定等に関し、必要な連絡調整に当たってきた。（平成15年までに署名した主な治安関係条約については、別表4参照。）

(1) 二国間条約

国際捜査共助については、共助の実施を条約上の義務とすることにより共助の確実な実施を図るとともに、共助要請の発受を行う中央当局を指定することにより手続の迅速化を図るためには、各国との刑事共助条約の締結が必要である。我が国は、平成11年、米国と初めて刑事共助条約の締結交渉を開始したが、平成15年に国家公安委員会委員長が渡米し、我が国初の二国間の刑事共助条約である「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約（日米刑事共助条約）」に署名した。

犯罪人引渡しについて、我が国は、昭和55年に「日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約（日米犯罪人引渡条約）」を、平成14年に「犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約（日韓犯罪人引渡条約）」を、それぞれ締結した。これらの条約は、一定の要件の下に犯罪人の引渡しを相互に義務付けているほか、自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることによって、締約国間の国際協力を図るものである。国外逃亡被疑者の追跡・逮捕のため、特に重要な条約であるので、国際第二課長（当時）等の警察庁職員が累次交渉に参加した。

領事条約は、領事官等の特権及び免除その他の領事関係全般に関する国際法上のルールの明確化及び統一化を図るものである。我が国は、1970年代までに米国、英国及びソ連（当時）との二国間条約及び多数国間条約である「領事関係に関するウィーン条約」を締結した。また、平成14年に発生した瀋陽総領事館事件を契機として、平成15年には中国との間で領事関係国際約束の締結交渉を開始した。警察庁では、被拘禁者の身分事項の確認等の事項に重点を置いて、国際犯罪捜査指導官（当時）等の警察庁職員が累次交渉に参加してきた。

(2) 多数国間条約

組織犯罪に関する国際的な対策の必要性は、はじめに、薬物の不正取引の分野で高まりを見せ、1960年代から1980年代までに「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（麻薬新条約）」を始め薬物関連諸条約が策定された。さらに、1990年代に入り、国連において、国際組織犯罪に対し効果的に対処できるよう、各国の法制度の相違等による困難を克服しつつ、締約国間の協力を促進することを目的とした条約の検討が提唱された。これを受けて、2000年（平成12年）

に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」が国連で採択され、我が国もこれに署名した。

テロ対策については、1960年代からハイジャック事件対策の国際協力に関する諸条約の策定が始まり、1970年代以降、国連を中心にテロ防止関連条約が策定された。我が国も、テロ防止関連条約を順次締結してきたところ、平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生を受け、平成13年に「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約）」を、平成14年に「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約）」を、それぞれ批准し、12のテロ防止関連条約すべての締結を完了した。

このほか、国際的な汚職・腐敗対策については、平成11年に「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（外国公務員贈賄防止条約）」を締結し、平成15年に「腐敗の防止に関する国際連合条約（国連腐敗防止条約）」に署名した。サイバー犯罪対策については、平成13年に「サイバー犯罪に関する条約（サイバー犯罪条約）」に署名した。児童・女性等に対する犯罪対策については、平成12年に「国際組織犯罪防止条約」を補足する「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）」に署名し、平成17年に「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書）」を締結した。

このように、我が国は、国際的な犯罪対策に関する多数国間条約の締結を順次進めてきたが、警察庁では、起草のための国際会議に担当者を派遣して起草作業に協力するなど、交渉過程に積極的に参画してきた。特に、「国際組織犯罪防止条約」を補足する「銃器並びにその部品及び構成部品並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書（銃器議定書）」に関しては、G8リヨン・グループに設置された同問題を扱うサブグループの議長を国際第二課長（当時）が務めるなど、国連における「銃器議定書」の起草作業に主導的な役割を果たした。

5 外国治安機関との交流

警察庁では、かねてより、外国治安機関員の日本警察への来訪を積極的に受け入れることを通じて、外国治安機関との協力関係の構築・強化に努めてきた。また、二国間での治安関係の協議への積極的な参画や様々な交流を通じて、治安問題の解決や外国治安機関との協力強化を図ってきた。

(1) 便宜供与

外国治安機関員の警察庁来訪に対する便宜供与の件数は、平成15年にはアジアでのSARS（重症急性呼吸器症候群）流行の影響で落ち込んだものの、全体としては増加傾向にある。また、便宜供与の対象の半数が、アジア諸国からの来訪者に対するものとなっている。さらに、治安機関のトップレベルでの交流は相互の関係強化に有効であるところ、警察庁では、平成15年末までに、米国FBI長官、中国公安部長、韓国警察庁長をはじめ、多数の外国治安機関の長・幹部を受け入れている（別表5参照。）

(2) 日中間の交流

中国公安部との交流は、昭和59年に官房審議官（当時）が訪中した後、しばらくの間途絶えていたが、平成6年の国際部長訪中以来拡大の兆しが見られ、平成10年、平成11年、平成14年に国家公安委員会委員長が訪中した。他方、中国公安部長も、平成11年8月に来日しており、その際、警察庁国際部長と中国公安部外事局長が「日本国警察庁と中華人民共和国公安部との間の警察業務の協力に関する討議の記録」を署名・交換した。

さらに、日中治安当局間では、国際犯罪対策における協力強化を目的とする協議の枠組みとして、「日中治安当局間協議」が設置されており、平成11年12月の第1回会合（北京）以降、実務者レベルでの会合が3回開催されている。警察庁は、外務省、法務省、財務省、海上保安庁等の関係省庁とともに毎回当協議に参画してきた。

この他、平成15年11月、在京中国大使館に、公安部アタッシェの派遣が開始された。

(3) 日韓間の交流

平成12年10月には、韓国警察庁主催「北東アジア警察長四者会議」（日、中、韓及び露）に警察庁次長が出席した。平成13年3月には、韓国警察庁長が来日、警察庁長官と韓国警察庁長との間で両国警察の業務協力に関する「日本国警察庁と大韓民国警察庁との間の警察業務の協力に関する協議の記録」を署名、交換している。さらに、警察庁長官が、平成14年4月に訪韓した。

こうしたハイレベルの交流以外にも、相互にリエゾンオフィサーを交換しているほか、日本は、昭和44年から警察大学校に韓国警察官の研修生を受け入れている。スポーツ交流の面でも、東京で日韓術科交流競技会（柔道及びサッカー）が開催されている。

警視庁もソウル市特別地方警察庁と交流を行っており、平成11年8月には、警視

総監とソウル市特別市地方警察庁長が「警視庁とソウル特別市地方警察庁との間の友好血縁書」に署名し、交換した。また、平成13年5月には警視庁副総監が、平成15年8月には警視総監が、それぞれ訪韓し、ソウル特別市地方警察庁を訪問した。

(4) 日露間の交流

日露両国にまたがる治安問題としては、薬物、銃器、自動車及び水産物の密輸が主たる問題となっているが、これら治安問題について両国治安当局が共に検討する枠組みとして、平成9年、「日露治安当局間会合」が設置され、平成15年までに4回開催されている。警察庁は、外務省、財務省、海上保安庁等の関係省庁とともに毎回当会合に参画してきている。

(5) FBI（米国連邦捜査局）との交流

警察庁では、昭和41年以降毎年、FBIナショナル・アカデミー（ヴァージニア州）で行われる訓練コースに研修生を派遣している。他方、日米両政府の合意で実施されている「マンスフィールド研修」の一環で、平成15年までにFBI捜査官5人を警察庁や都道府県警察での実務研修に約半年～1年間受け入れている。

6 国際協力等を担ってきた組織の変遷

(1) 警察庁内部部局

ア 国際協力

ODAとしての技術協力について、警察庁では、昭和30年代から、人事課による連絡調整の下、JICA予算により外国治安機関職員に対するセミナーを開催するなど、かなり古くから実施してきた。昭和63年度には、総務課による連絡調整の下、警察庁予算によるODA事業が開始された。

平成元年には、警察庁組織令が改正され、長官官房総務課の所掌事務に、「所管行政に係る国際協力に関する調査、企画及び連絡調整に関すること」が加えられ、初めて「国際協力」という文言が明記された。これは、諸外国から要請される国際協力が件数、規模ともに増大するとともに、各局部及び各課にまたがるものが増加し、国際協力に関する企画及び庁内の連絡調整の必要性が高まったためである。

平成6年に国際部が設置されると、「所管行政に係る国際協力に関する企画、立案及び調整に関すること」は、国際第一課の事務となった。平成11年には、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律により、警察法第5条2項に国家公安委員会の管理の下に警察庁がつかさどる事務として「所掌事務に係る国際協力に関すること」が規定された。平成16年4月の国際部廃止、国際課設置以後は、国際課の所掌事務となっている。

また、国際緊急援助隊については、昭和62年、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の成立を受けて、警察法第5条2項に国家公安委員会の管理の下に警察庁がつかさどる事務として「国際緊急援助活動に関すること」が追加された。

イ 国際会議及び条約交渉への対応

国際会議の分野では昭和30年の第1回国連犯罪防止会議（コンGRES）へ警察庁職員が参加し、条約締結交渉の分野でも昭和40年代に「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約）」の交渉に参画するなど、かなり以前から警察庁として対応していた。

こうした事務は、昭和56年以前は長官官房企画審査官が、それ以降は新たに設置された長官官房企画課が「所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること」として、国際会議及び条約交渉への対応の窓口となっていた。

同事務は、平成6年の国際部設置以降は、国際部の事務となり、現在、長官官房国際課に引き継がれている。

ウ 外国治安機関との交流

昭和50年代後半から、我が国の治安の良さ、捜査・技術水準の先進性が着目され、便宜供与依頼が増加したが、既存の体制内で工夫しつつ、業務の類似性の高い総務課広報室で処理していた。

その後、便宜供与件数の急増とその全庁的な視野からの調整・処理の必要性が高まったため、これらの業務を専門的に処理する職員が必要不可欠となり、昭和61

年から昭和63年にかけて広報室に国際協力係が整備された。また、平成元年には、所管行政に係る国際協力に関する調査、企画及び連絡調整に関することを総務課の所掌事務として明確化する（既述）とともに、広報室でこの事務を処理することとした。

その後、警察業務の急激な国際化の進展により、地域ごとに特定の担当官を定めて便宜供与を含めた国際交流事務の支援に当たらせる必要性が痛感されるようになり、平成5年、総務審議官を長とし、海外勤務経験者を班員とする国際協力推進班を設置した。

平成6年の国際部の成立に伴い、国際協力推進班を解消するとともに、国際交流事務は国際第一課の事務となり、さらに国際課に引き継がれた。

（2）国際捜査研修所

国際捜査研修所は、昭和60年、国際化の急速な進行を背景に、「警察職員又は外国からの研修員に対し、国際的な犯罪捜査、国際捜査共助その他国際的な警察活動に関する学術の研修を行い、併せてこれに必要な調査研究を行う」（警察法施行規則第17条の13）ことを目的に警察大学校の附置機関として設立された。

国際捜査研修所では、設立以来、警察運営、交番制度、捜査手法、犯罪鑑識等の技術やノウハウなど、諸外国から技術協力の要望が高い分野について、JICAとの共催により、外国からの研修員を対象とした各種のセミナーを開催してきた。

1 派遣国別派遣状況

派遣国	長期	短期	計
中国	2	64	66
シンガポール	0	64	64
タイ	14	40	54
フィリピン	17	28	45
インドネシア	9	31	40
カンボジア	1	25	26
エルサルバドル	0	15	15
ミャンマー	0	12	12
モンゴル	0	12	12
ブラジル	0	12	12
ベトナム	0	11	11
パキスタン	0	10	10
マレーシア	0	8	8
ラオス	1	7	8
スリランカ	0	6	6
ネパール	0	6	6
バングラデシュ	0	5	5
南アフリカ	0	3	3
コスタリカ	0	2	2
チェコ	0	2	2
ウズベキスタン	0	2	2
ジャマイカ	0	2	2
韓国	0	1	1
メキシコ	0	1	1
パナマ	0	1	1
ヨルダン	0	1	1
ポーランド	0	1	1
計	44	372	416

2 分野別派遣状況

分野	長期	短期	計
地域	1	58	59
薬物	6	42	48
刑事(鑑識)	24	67	91
交通	8	127	135
情報通信	3	51	54
その他	2	26	28
計	44	371	415

注)

「長期」は、派遣期間が1年以上。

「短期」は、派遣期間が1年未満。

数字は、延べ数で、国際課が有する記録を手集計したもの。

G 8 ローマ/リヨン・グループ会合の主な議題

別表 2

年・国	回	月日	開催地	主な議題
1995 (加)	1	10.12-17	オタワ	法執行グループと法律グループに分かれ、国際組織犯罪対策に関する40の勧告案文について検討。
	2	11.27-29	モンテペロ	法執行グループと法律グループに分かれ、国際組織犯罪対策に関する40の勧告案文について検討。
1996 (仏)	1	2.7-9	パリ	法執行グループと法律グループに分かれ、国際組織犯罪対策に関する40の勧告案文について検討。
	2	4.10-12	パリ	法執行グループと法律グループに分かれ、国際組織犯罪対策に関する40の勧告を採択したほか銃器対策について検討。
	3	10.14-16	パリ	銃器対策等
1997 (米)	1	1.21-23	ワシントン	銃器対策、犯罪人引渡・捜査共助、人の密輸、ハイテク犯罪等
	2	10.27-29	ボストン	ハイテク・コンピュータ関連犯罪に関する「10の原則・10の行動計画」案の検討、銃器の効果的な追跡のための新技術・コンタクトポイント、金融犯罪に関する共助・没収追徴制度の整備等
1998 (英)	1	1.20-21	ロンドン	クレジットカード犯罪対策、国連国際組織犯罪対策条約、ハイテク犯罪、銃器対策等
	2	3.3-4	ロンドン	児童ポルノ対策、自動車密輸対策、国連国際組織犯罪対策条約、ハイテク犯罪、銃器に関する「原則声明及び行動計画」の取りまとめ、資産没収及び捜査共助、ボーダーコントロールと人の密輸等
	3	11.2-4	ロンドン	児童ポルノ対策、環境犯罪対策、国連国際組織犯罪対策条約、ハイテク犯罪、銃器、司法協力、司法・法執行機関の腐敗対策等
1999 (独)	1	1.13-15	ケルン	モスクワ閣僚会議の開催について、環境犯罪対策等、国連国際組織犯罪対策条約、銃器、腐敗、人の密輸、司法協力等
	2	3.15-17	ケーニヒスピンター	環境犯罪対策、国連国際組織犯罪対策条約、銃器、腐敗、人の密輸、資産没収に関する司法協力等
	3	11.15-17	ベルリン	情報保護、国連国際組織犯罪対策条約、弁護士等によるマネロン防止対策、ハイテク犯罪等
2000 (日)	1	2.7-9	東京	法執行とプライバシーの問題、国連国際組織犯罪対策条約、非G8諸国への国際組織犯罪対策の拡大、金融・経済犯罪、知的所有権等
	2	5.22-24	京都	沖縄サミットに向けた文書作成、国連国際組織犯罪対策条約、ハイテク犯罪対策、腐敗・汚職対策、知的所有権等
	3	11.14-15	広島	国連国際組織犯罪対策条約の採択について、ハイテク犯罪対策「デジタル証拠に関連するG8原則」の採択、腐敗、汚職対策等
2001 (伊)	1	3.13-16	ローマ	国際組織犯罪対策、腐敗対策、ハイテク犯罪対策、オンライン上の児童ポルノ対策等
	2	11.18-20	フィレンツェ	G8テロ対策アクションプラン(25項目)の採択、テロ資金対策に関するガイドラインの採択、テロ資金対策、テロ実務者会合(ローマ・グループ)との合同会議の有効性等

2002 (加)	1	2.18-20	オタワ	G 8 テロ対策アクションプランに関する取組、薬物の密売とテロとの関連、捜査共助・犯罪人引渡等
	2	4.26-5.2	バンクーバー	オンライン上の児童ポルノ対策、ハイテク犯罪における犯人の追跡性に関する 10 の勧告、テロ資金の差押え・没収、DNA 鑑定の証拠使用に関する基礎調査、国際犯罪対策に関する G 8 勧告 (40 の勧告の改訂)、テロ対策における G 8 の達成した進捗に関する質的評価等
	3	10.23-25	モントリオール	テロ資金対策、オンライン犯罪報告システム、コンタクトポイント設置、捜査共助に関するハンドブック作成等
2003 (仏)	1	2.12-14	パリ	テロの脅威分析、国連腐敗条約、オンライン上の児童ポルノ対策、キャパシティ・ビルディング、渡航情報とテロリストの脅威等
	2	4.7-9	パリ	テロの脅威分析、オンライン上の児童ポルノ対策、重要情報インフラ防護に係る G 8 原則、生体認証技術の旅券文書への導入、DNA 情報の使用・共有に関する G 8 原則、資産の追跡・凍結及び没収に係る G 8 原則等
	3	11.19	パリ	児童ポルノデータベース、スカイマーシャル、重要情報インフラ防護、資産の追跡・凍結・没収に係る G 8 原則、文書鑑識指導者の配置、多国間によるテロ対策手段等

司法・内務閣僚級会合の主な議題

別表 3

回	年	開催地	主な議題	成果文書等
1	1997.12.9-10	ワシントン (米)	犯罪人引渡・捜査共助 ハイテク犯罪対策「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」 銃器の不正取引対策 密入国対策 国際捜査協力プロジェクト	G 8 閣僚声明発表
2	1998.12.15	テレビ会議によるバーチャル閣僚級会合	国際組織犯罪対策(ハイテク犯罪、マネロン、人の密輸、国連国際組織犯罪対策条約及び三つの附属議定書等) テロリストの資金調達問題	
3	1999.10.19-20	モスクワ (露)	国際組織犯罪対策(人の密輸「原則と行動計画」、テロ、国連国際組織犯罪対策条約及び三つの附属議定書等) 国際組織犯罪の資金的側面(マネロン対策、非協力地域対策) ハイテク犯罪対策「国境を越える電子データへのアクセス、捜査に関する原則」	G 8 閣僚声明発表
4	2001.2.26-27	ミラノ (伊)	国際組織犯罪対策(腐敗・汚職、ハイテク犯罪、オンライン上の児童ポルノ、人の密輸等) マネロン対策 テロ対策	コミュニケの策定・公表
5	2002.5.13-14	モン・トレブラン (加)	CBRN(化学・生物・放射性・核兵器)テロ対策 テロ資金供与対策 ハイテク犯罪対策及びオンライン上の児童ポルノ対策 国際テロ及び国際組織犯罪対策(国際犯罪対策に関するG 8 勧告の承認等)	議長声明文書の公表
6	2003.5.4-5	パリ (仏)	テロ対策 ローマ/リヨン・グループの将来の作業 「重要情報インフラ防護」・「資産の追跡・凍結及び没収」に係るG 8 原則の承認 国際組織犯罪対策(オンライン上の児童ポルノ等) 司法協力	議長声明文書の公表

2000年は開催されず。

平成15年までに署名した主な治安関係条約

別表4

	条約名	締結(署名)日
1	日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約(日米領事条約)	S39.7.17
2	麻薬に関する単一条約(麻薬単一条約)	S39.12.12
3	日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約(日英領事条約)	S40.9.29
4	日本国とロシア共和国との間の領事条約(日露領事条約)	S42.8.15
5	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約(東京条約)	S45.5.26
6	航空機の不法な奪取の防止に関する条約(ヘーグ条約)	S46.4.19
7	民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(モントリオール条約)	S49.6.12
8	日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約(日米犯罪人引渡条約)	S55.3.26
9	領事関係に関するウィーン条約(ウィーン領事条約)	S58.11.2
10	国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(国家代表等犯罪防止処罰条約)	S62.6.8
11	人質をとる行為に関する国際条約(人質行為防止条約)	S62.6.8
12	向精神薬に関する条約(向精神薬条約)	H2.9.1
13	麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(麻薬新条約)	H4.8.28
14	可塑性爆薬の探知のための識別装置に関する条約(プラスチック爆弾探知条約)	H9.9.26
15	1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(空港不法行為防止議定書)	H10.4.24
16	海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(海外航行不法行為防止条約)	H10.4.24
17	大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(大陸棚プラットフォーム不法行為防止条約)	H10.4.24
18	国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(外国公務員贈賄防止条約)	H10.10.13
19	核物質の防護に関する条約(核物質防護条約)	H10.10.28
20	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約)	H13.11.16
21	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(テロ資金供与防止条約)	H14.6.11
22	犯罪人引渡しに関する日本国と帯官民国との間の条約(日韓犯罪人引渡条約)	H14.6.21
23	新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(日星経済連携協定)	H14.11.30
24	児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	H17.2.24
25	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(国際組織犯罪防止条約)	H12.12.12(署名)
26	サイバー犯罪に関する条約(サイバー犯罪条約)	H13.11.23(署名)
27	人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)	H14.12.9(署名)
28	陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書(密入国議定書)	H14.12.9(署名)
29	銃器並びにその部品及び構成部品並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書(銃器議定書)	H14.12.9(署名)
30	腐敗の防止に関する国際連合条約(国連腐敗防止条約)	H15.12.9(署名)
31	刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約(日米刑事共助条約)	H15.8.5(署名)

別表 5

便宜供与実施結果（平成11年～15年）

(1) 便宜供与件数、人員

	件数(前年比)	人員(前年比)	国(地域)数
15年	109件(-41)	831名(-128)	103
14年	150件(+26)	959名(+243)	99
13年	124件(-4)	716名(-29)	104
12年	128件(+8)	745名(+149)	83
11年	120件	596名	91

(2) 地域別人員

地域	15年	%	14年	%	13年	%	12年	%	11年	%
アジア	523	63.0	681	71.0	469	65.5	445	59.7	321	53.9
欧州	140	16.8	111	11.6	54	7.5	96	12.9	52	8.7
中南米	56	6.7	63	6.5	97	13.6	75	10.1	71	11.9
大洋州	41	4.9	17	1.8	18	2.5	13	1.8	18	3.0
アフリカ	37	4.5	44	4.6	38	5.3	39	5.2	45	7.5
中近東	31	3.7	18	1.9	17	2.4	27	3.6	17	2.9
北米	3	0.4	25	2.6	23	3.2	50	6.7	72	12.1
合計	831		959		716		745		596	

(3) アジア地域の国(地域)別人員

	国名	15年	14年	13年	12年	11年
1	韓国	152	154	142	86	29
2	中国	82	217	181	135	93
3	インドネシア	56	58	13	22	28
4	フィリピン	38	31	14	27	21
5	マカオ	37	0	3	0	0
6	台湾	30	39	0	19	1
7	タイ	18	41	15	39	54
8	マレーシア	17	20	15	11	20
9	ベトナム	15	26	18	24	28
10	その他	78	95	68	82	47
	合計	523	681	469	445	321

(4) 主要便宜供与対象者

ア 平成15年

- ・ 国連薬物犯罪対策事務局長（大臣・長官表敬）2/25
- ・ 韓国警察大学長（長官表敬）6/4
- ・ インドネシア国家警察長官（長官主催昼食会、田中前長官表敬）6/24

イ 平成14年

- ・ インドネシア国家警察長官（大臣・長官表敬）5/8
- ・ トゥ内務大臣（大臣・長官表敬）6/11
- ・ 米国司法長官（大臣主催昼食会）10/21

ウ 平成13年

- ・ カボニア国家警察長官（長官表敬）3/14
- ・ 韓国警察庁長（長官表敬）3/29
- ・ 判国防省国家警察副大臣（大臣・長官表敬）7/3

エ 平成12年

- ・ イル・サルトル国家文民警察長官（長官表敬）3/22
- ・ インドネシア国家警察長官（長官表敬）5/16
- ・ インドネシア政治・社会・治安担当調整大臣（長官表敬）11/7

オ 平成11年

- ・ 豪州連邦警察長官（長官表敬）2/3
- ・ 中国公安部長（長官主催昼食会）8/26
- ・ 米国FBI長官（長官表敬）11/5